

京都市告示第213号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時の開所時間の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成24年8月16日

京都市長 門川大作

臨時に開所時間を変更する日時

| 変更開所時間 | 現行開所時間 |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 平成24年8月16日 午前9時から 午後10時まで | 平成24年8月16日 午前9時から 午後6時まで |

(産業観光局農林振興室農政企画課)